

半期報告書の作成・提出に際しての留意事項について

I. 固定資産の減損会計の適用について

固定資産の減損会計の適用については、既に早期に適用している会社もありますが、平成17年4月1日以後に開始する事業年度から全ての提出会社に適用になりました。

1. 「経理の状況」冒頭記載について

減損会計の適用に伴い、平成16年1月30日付で「中間連結財務諸表規則」及び「中間財務諸表等規則」（以下「中間連結財務諸表規則等」という。）が改正されています。

平成17年9月中間期から減損会計を適用する提出会社であって、中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下「中間連結財務諸表等」という。）が掲げられる半期報告書については、「経理の状況」の冒頭において、最近2中間期に係る中間連結財務諸表等がそれぞれ改正前又は改正後の中間連結財務諸表規則等に基づいて作成されている旨を明らかにすることとなります（企業内容等の開示に関する留意事項について24の5-5において準用する5-21）。

2. 中間連結財務諸表等について

減損会計の適用に伴い、平成16年1月30日付で中間連結財務諸表規則等が改正され、また、関連する「中間連結財務諸表規則ガイドライン」及び「中間財務諸表等規則ガイドライン」が同日付で改正されています。これら改正後の法令等については、平成17年4月1日以降に開始する全ての中間連結会計期間及び中間会計期間に適用となりますので、以下の点に留意する必要があります。

(1) 中間連結貸借対照表及び中間貸借対照表について

イ 有形固定資産に係る減損損失累計額の表示

有形固定資産に係る減損損失累計額の表示は、次の方法によることとされています（中間連結財務諸表規則第28条の2、中間財務諸表等規則第17条の2）。

- ① 各有形固定資産に対する減損損失累計額の表示は、原則として、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示する。
- ② 減価償却を行う有形固定資産に対する減損損失累計額については、当該資産科目に対する控除科目として、減損損失累計額の科目をもって掲記することができる。
- ③ 減損損失累計額を当該資産に対する控除科目として、減価償却累計額に合算して、減価償却累計額の科目をもって掲記することができる。

また、③の場合は、減損損失累計額に減価償却累計額が含まれている旨を注記しなければならないこととされています。

ロ 無形固定資産に係る表示

無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額は、無形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を無形固定資産の金額として表示しなければならないこととされています（中間連結財務諸表規則第 30 条、中間財務諸表等規則第 19 条）。

(2) 中間連結損益計算書及び中間損益計算書について

イ 減損損失の表示

① 中間連結損益計算書については、特別損失に減損損失の科目をもって掲記すること（特別損失の総額の 10%以下のもので一括して示す名称を付した科目をもって掲記する場合を除く。）とされています（中間連結財務諸表規則第 62 条）。

② 中間損益計算書については、特別損失に減損損失の科目をもって掲記することができるほか、掲記しない場合、金額が重要なものについては、その内容を注記しなければならないこととされています（中間財務諸表等規則第 50 条）。

ロ 減損損失に関する注記

減損損失を認識した資産又は資産グループ（複数の資産が一体となってキャッシュ・フローを生み出す場合における当該資産の集まりをいう。）がある場合には、重要性が乏しい場合を除き、用途、種類、場所、減損損失を認識するに至った経緯、減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳等を注記しなければならないこととされています（中間連結財務諸表規則第 62 条の 2、中間財務諸表等規則第 50 条の 2）。

(3) 中間連結キャッシュ・フロー計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について

減損損失を計上する場合において、キャッシュ・フロー計算書に重要な影響を与える場合には、中間期においても減損損失の科目を追加することが適当と考えられます。

(4) リース取引に関する注記について

イ リース物件の借主の注記方法

リース物件に減損損失が配分された場合は、リース物件の取得価額相当額から減損損失累計額相当額を間接控除する方法によることとされています。

また、従来¹の注記に加え、リース資産減損勘定（リース資産に配分された減損損失に対応する負債をいう。）の残高、さらに、リース資産減損勘定の取崩額及び減損損失の金額を注記することとされています。

ロ リース物件の貸主の注記方法

リース物件に減損損失が配分された場合は、リース物件の取得価額から減損損失累計額を間接控除する方法によることとされています。

（中間連結財務諸表規則第 15 条、中間財務諸表等規則第 5 条の 3）

(5) 会計方針の変更について

平成 17 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から全ての提出会社に固定資産の減損会計を適用することとされていますので、半期報告書に会計処理の原則及び手続きを変更した場合の①その旨、②変更の理由及び③当該変更が中間連結財務諸表等に与えている影響の内容を記載する必要があります(中間連結財務諸表規則第 11 条、中間財務諸表等規則第 5 条)。

II. 企業内容等の開示に関する内閣府令の改正について

平成 16 年 12 月に金融庁が公表した「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応(第二段)について」に盛り込まれた制度改正に関する事項に関して、企業内容等の開示に関する内閣府令の改正(平成 17 年 3 月 31 日内閣府令第 34 号)により、半期報告書の記載上の注意の明確化がされました。

1. 「大株主の状況」の明確化について

「所有株式数」の欄には、他人(仮設人を含む。)名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載することとされています。(第五号様式 記載上の注意(17) b)

2. 「役員の状況」の明確化について

所有株式数は、他人(仮設人を含む。)名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載することとされています。(第五号様式 記載上の注意(20) b)

3. 「中間連結財務諸表等」の明確化

中間連結財務諸表等の作成に当たっては、中間連結財務諸表規則等に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、中間連結財務諸表等作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載することとされています。(第五号様式 記載上の注意(22) b、(28) b)

III. 添付書類(代表者による適正性の確認)について

代表者による適正性の確認については、平成 14 年 12 月の金融審議会第一部会報告において、「市場において、有価証券報告書等の適正性の一層の確保に向けた経営者の姿勢を自らの判断において明確に示すことにより、投資家などによる信認の向上が図られ、ひいては、市場への信頼を高めることとなるものと考えられる。この観点から、有価証券報告書等の記載内容の適正性に関する代表者の確認を求めることが適切である。」とされたことを受け、制度の整備が図られたものです。

この確認書の提出については任意のものとなっておりますが、経営者自らが市場における信頼性の向上を積極的に図っていくためにも、この制度の一層の活用をお願いいたします。

半期報告書の提出者の代表者が当該半期報告書に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面には、おおむね次の事項を記載し、代表者がその役職を表示して自署し、自己の印を押印することとされています。(企業内容等の開示に関する内閣府令第 18 条、企業内容等の開示に関する留意事項について 5-29-2)

- ① 当該半期報告書の記載内容が適正であることを確認した旨
- ② 当該確認を行った記載内容の範囲が限定されている場合はその旨及びその理由
- ③ 当該確認を行うに当たり、中間財務諸表等が適正に作成されるシステムが機能していたかを確認した旨及びその内容
- ④ 当該確認について特記すべき事項